

平成30年  
地方公共団体金融機構

10年

金融で地方財政を支え  
地域の未来を拓く

の  
歩み







# ごあいさつ

～設立10周年を迎えて～



地方公共団体金融機構 理事長 瀧野 欣彌

地方公共団体金融機構は、平成30年に設立10周年を迎えました。

平成20年8月1日、政策金融改革により、新たに全都道府県・市区町村の出資の下、地方共同法人として地方公営企業等金融機構が設立され、同年10月1日、その前身の公営企業金融公庫は廃止されました。さらに、100年に1度とも言われるいわゆるリーマンショックを契機として、平成21年6月1日には、貸付対象が一般会計にまで拡大され、名称も地方公共団体金融機構に改められました。

当機構は、設立の趣旨・経緯を踏まえ、出資者である地方公共団体を主体としつつ第三者の視点による外部的チェックを図るなど適切なガバナンスの下、自立的かつ安定的な経営を確保するとともに、公営企業や地方単独事業を中心として、長期・低利の資金を供給してまいりました。東日本大震災の際には、被災地方公共団体に対し、必要な資金の供給や補償金免除繰上償還などセーフティネットとしての役割も果たしてきたところです。

また、地方公共団体の資金調達や財政運営の健全性の確保に資するため、地方公共団体のニーズに応じた調査研究や人材育成、実務支援等の地方支援にも積極的に取り組んでまいりました。

そうした中、平成29年12月には地方公共団体金融機構法附則第25条の規定に基づき地方財政審議会の下に設置された「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」報告書において、これまでの機構の実績が評価され、「機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき」であり、また、「今後とも、機構が地方分権の理念の下に真に地方共同の資金調達機関としてその使命をより効果的に果たすことができるよう、出資者である地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要」との提言がなされたところです。

現在、地方公共団体は、人口減少社会を迎え、非常に厳しい状況の下で、地方創生に向けて全力で取り組んでいます。また、過去に整備された各種公共施設も一斉に更新期を迎えるなど、様々な財政需要が想定されています。こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える機構に対する期待は、益々大きくなるものと考えております。そうした期待に応えていくため、ここに設立10周年記念として本史を刊行し、この機会に我が国経済及び地方財政とこれまでの機構の歩みを整理することといたしました。

今後とも、機構が地方分権の理念の下、地方共同の資金調達機関として求められる役割を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に貢献できるよう、役職員一同さらなる努力を重ねてまいりますので、関係各位のご支援とご協力を宜しくお願い申し上げます。

# 目次

ごあいさつ	01
<b>第1章   機構の歩み</b>	<b>03</b>
1.地方公共団体金融機構の設立	04
(1)公営企業金融公庫の設立と発展	
(2)地方公営企業等金融機構の設立から地方公共団体金融機構への改組	
2.機構の概要	06
(1)機構の仕組み	
(2)機構のガバナンス	
<b>第2章   機構の経営理念と役割</b>	<b>09</b>
1.経営理念	10
2.地方債計画における機構資金	10
<b>第3章   機構の業務</b>	<b>11</b>
1.貸付	12
(1)貸付業務の概要	
(2)貸付対象事業の拡大	
(3)貸付実績・貸付残高の推移	
(4)貸付利率の推移	
2.資金調達	17
(1)資金調達の種類・特徴	
(2)資金調達実績の推移	
3.地方支援	20
(1)地方支援業務の概要	
(2)地方支援業務に関するこれまでの取組み	
(3)地方支援業務の充実(H30)	
4.経営状況	23
(1)決算の概況	
(2)国庫納付の推移	
(3)補償金免除繰上償還	
(4)リスク管理	
<b>第4章   セーフティネットとしての機能</b>	<b>27</b>
1.小規模な団体への資金の融通	28
2.金融市場の混乱等への対応	28
3.大規模な災害への対応	28
<b>第5章   今後取り組むべき課題及び展望</b>	<b>29</b>
1.機構の在り方検討	30
(1)機構の業務の在り方検討会の設置	
(2)地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要	
2.今後の展望	31
(1)地方との対話に基づく地方共同法人にふさわしい経営の推進	
(2)地方の政策ニーズへの適切な対応と資本市場における信認の強化	
(3)調査研究をはじめとする地方支援業務の充実	
機構のこれまでの歩み	32
機構の役員・組織	33



# 第 1 章

---

機構の歩み

# 第1章

機構の歩み

## 1 | 地方公共団体金融機構の設立

地方公共団体金融機構は、地方債資金の共同調達機関である公営企業金融公庫の多年にわたる営みを引き継ぎ、平成20年8月、全都道府県・市区町村が出資する地方共同法人として設立されました。

### (1) 公営企業金融公庫の設立と発展

第2次世界大戦後、資金の逼迫状況が続き、さらに昭和20年代後半から地方財政の再建が大きな課題となる中、昭和32年6月、地域住民の福祉向上を目指し、公営企業に係る地方債について資金を融通するため、政府の全額出資により公営企業金融公庫が設立されました。

公庫は、設立年度に、上水道事業等の公営企業を対象に71億円の貸付を行うことで業務をスタートさせ、その後、公営企業の発展に伴って、貸付対象事業の拡大や貸付額の増加等、業務の拡大・発展が図られました。

昭和41年度に基準利率よりも低い利率による貸付を行う特別利率制度が創設され、昭和45年度から、その財源として公営競技納付金制度が導入されました。さらに昭和52年度には公営住宅事業及び産業廃棄物処理事業、昭和53年度には臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業(臨時三事業)が貸付対象に追加され、以後、毎年度、貸付額は概ね1兆円から2兆円規模で推移しました。

### (2) 地方公営企業等金融機構の設立から地方公共団体金融機構への改組

#### ① 政策金融改革の動き

平成12年の「行政改革大綱」以降、政府において、「小さくて効率的な政府」を目指し、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革が推進される中、平成13年に「特殊法人等整理合理化計画」において公営企業金融公庫についても見直しを行うこととされました。

これを受け、経済財政諮問会議等における検討を経て、平成18年の行政改革推進法及び「政策金融改革に係る制度設計」において、公営企業金融公庫を平成20年度に廃止し、地方公共団体は共同して資金調達のための新組織を自ら設立すること等の方向性が定められました。

#### ② 地方六団体による制度設計案の提言

以上のような国の動きに対し、地方六団体においては、平成18年8月に全国知事会が地方分権推進特別委員会の下に「公営企業金融公庫改革小委員会」を設置するなどして、新組織設立に向けた制度設計の検討が進められ、同年10月、地方六団体から総務大臣に対し、地方分権改革の趣旨に沿って、新組織を地方が主体的かつ責任をもって設置・運営する地方共同法人として設立すること、全自治体が出資すること、公営企業金融公庫の引当金、基金等の財務基盤の全額を新組織に承継すること等を内容とする制度設計案が提出されました。



### ③地方公営企業等金融機構の設立

地方六団体の提言を踏まえ、総務省において検討が進められ、平成18年12月の地方財政対策の中で、新組織の将来にわたる安定的な経営を確保するため、公営企業金融公庫の財務基盤(債券借換損失引当金約3.4兆円及び公営企業健全化基金約0.9兆円等)の全額を新組織に承継することが決定されました。

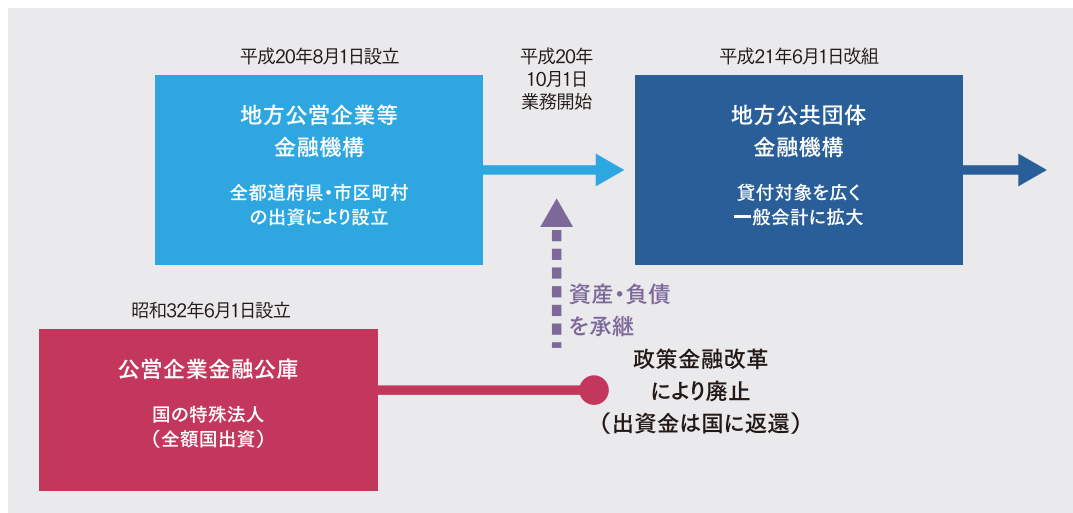
さらに平成19年5月、地方公共団体全額出資による「地方公営企業等金融機構」を設立し、地方公共団体の公営企業等(公営企業、公営住宅事業及び臨時三事業)に係る地方債について長期・低利資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援を行うことを定めた「地方公営企業等金融機構法」が国会で成立しました。

同法においては、地方公共団体の代表者等からなる代表者会議を最高意思決定機関として設置すること、外部有識者からなる経営審議委員会の設置や外部監査制度の導入によって規律あるガバナンスを確保すること、地方公営企業等金融機構が公営企業金融公庫の権利義務を承継すること等についても規定されました。

法律の成立を受け、平成20年8月、全ての都道府県及び市区町村の出資により地方公営企業等金融機構が設立されるとともに、同年10月をもって公営企業金融公庫は廃止され、地方債資金の共同調達機関としての使命と役割は地方公営企業等金融機構に引き継がれることになりました。

### ④地方公共団体金融機構への改組

平成20年に起きたリーマンショックへの対応として、同年10月に政府与党が策定した「生活対策」の中で、「地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる地方共同の金融機構の創設」が盛り込まれました。これを踏まえ、地方財政審議会の下での検討を経て、平成21年6月、機構法の改正により、貸付分野が一般会計(一般会計債全般及び臨時財政対策債)に拡大されるとともに、組織名が「地方公共団体金融機構」に改められ、ここに現在の機構の基本的枠組みが確立されました。



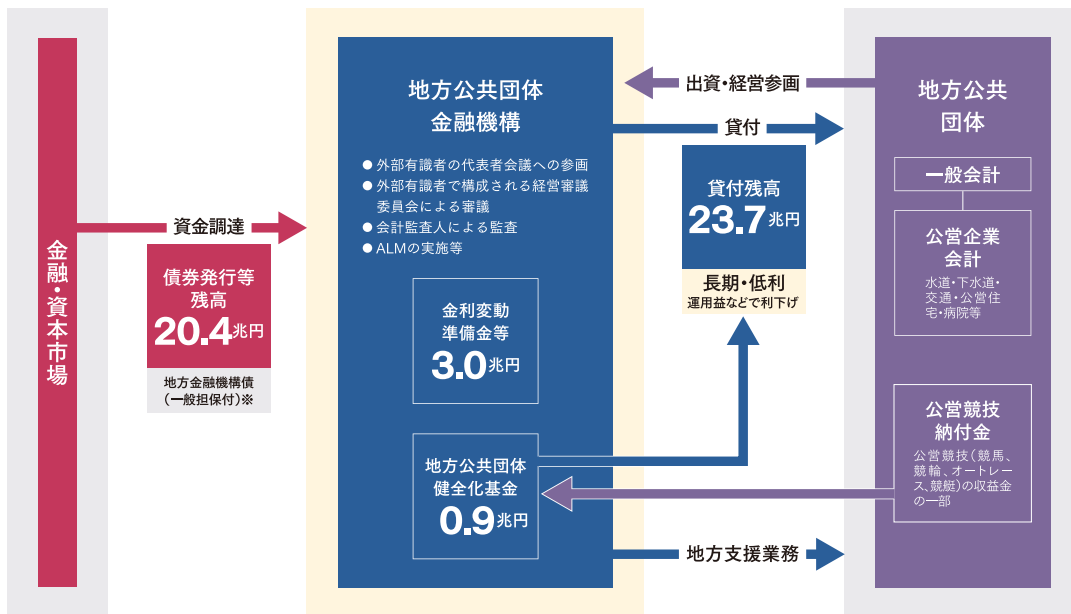
# 第1章

機構の歩み

## 2 | 機構の概要

### (1) 機構の仕組み

- 根拠法** ■ 地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
- 目的** ■ 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること  
(機構法第1条)
- 出資** ■ 総額:166億210万円  
■ 出資者:全ての都道府県及び市区町村等
- 貸付金残高** ■ 約23兆7千億円(平成30年3月末)



※既往の政保債の借換分は政府保証付(計数は平成30年3月末見込み)

### ① 地方債資金の共同調達機関

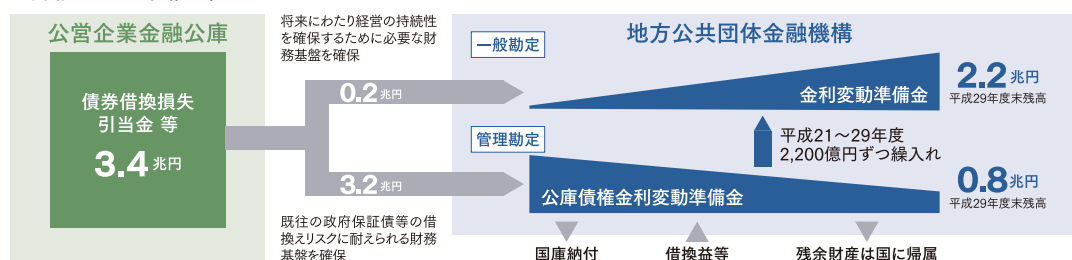
機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資金調達は、10年以下の比較的短い期間のものが多くなっています。このため、機構が資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。



## ②強固な財務基盤

地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付を行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が生じますが、公営企業金融公庫から承継した金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確保しています。

### ■財務基盤の承継・確立



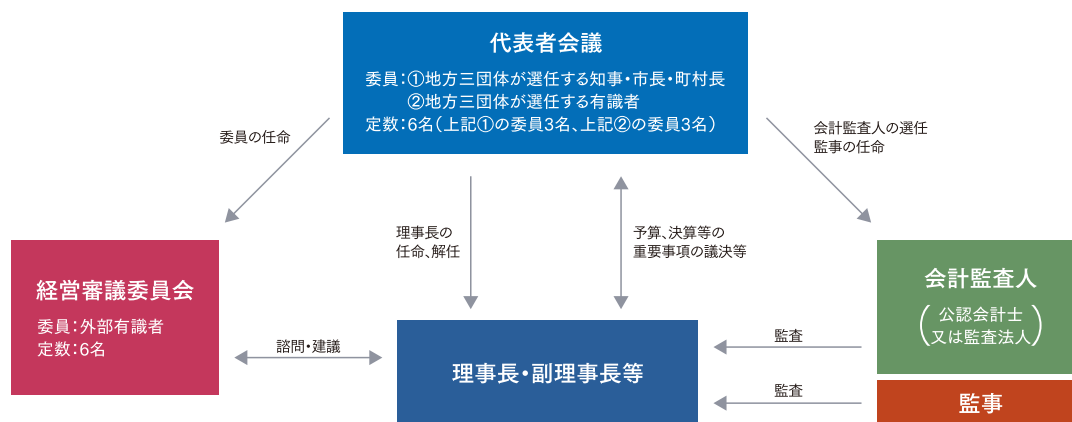
## ③地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から、収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付について利下げを行っています。

## (2)機構のガバナンス

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する地方共同法人であることから、その経営については、地方公共団体の代表者等で構成される代表者会議が最高意思決定機関として、機構の運営全般にわたる重要事項についての議決権限等を有しています。

また、代表者会議の半数、重要事項を審議する経営審議委員会が外部有識者で構成されていること、会計監査人による監査が行われていること等を通じて、第三者の視点による外部的チェックが行われています。こうした適切なガバナンスの下、地方共同法人として責任ある経営が確保されています。



# 第1章

## 機構の歩み

### ①代表者会議

予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

代表者会議委員(平成30年4月現在)

議長 井戸 敏三 兵庫県知事  
委員 神谷 学 愛知県安城市長  
荒木 泰臣 熊本県嘉島町長  
小幡 純子 上智大学法科大学院 教授  
神野 直彦 日本社会事業大学 学長・東京大学 名誉教授  
角廣 勲 株式会社 広島銀行 代表取締役会長

### ②経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会委員(平成30年4月現在)

議長 林 宜嗣 関西学院大学 教授  
委員 鈴木 豊 学校法人 青山学院 常任監事・青山学院大学 名誉教授  
勢一 智子 西南学院大学 教授  
米田 保晴 信州大学 名誉教授  
玉沖 仁美 株式会社 紡 代表取締役  
小松 俊樹 株式会社 時事通信社 取締役

### ③監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

### ④会計監査人による外部監査

機構が、市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となることから、財務諸表及び決算報告書について、代表者会議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられています。



# 第 2 章

---

機構の  
経営理念と役割

# 第2章

## 機構の 経営理念と役割

### 1 | 経営理念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

#### 1.地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

#### 2.資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

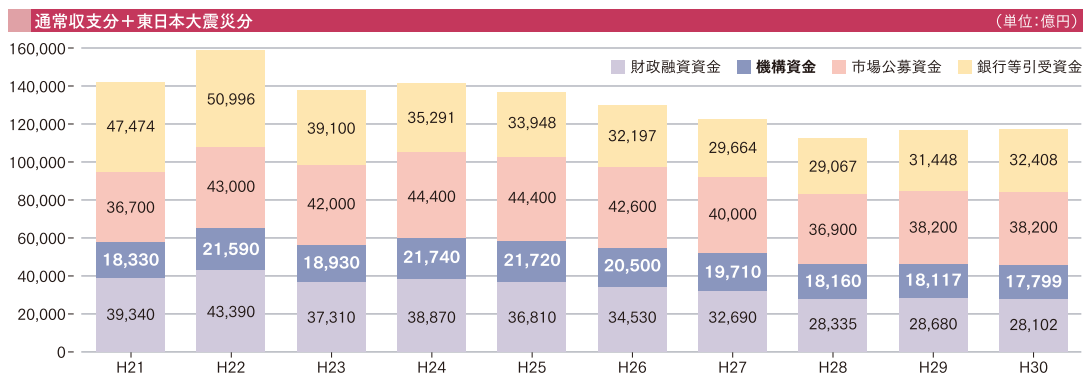
#### 3.強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

### 2 | 地方債計画における機構資金

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、公的資金(財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金)と民間等資金(市場公募資金及び銀行等引受資金)に分けられます。平成30年度地方債計画(当初計画ベース)における機構資金は1兆7,799億円、構成比では15.3%となっています。

機構資金は我が国の地方債制度において公的資金として財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。





# 第 3 章

---

機構の業務

# 第3章

## 機構の業務

### 1 | 貸付

#### (1) 貸付業務の概要

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付を行います。

- ① 貸付対象団体 地方公共団体
- ② 貸付の種類 長期貸付、同意・許可前貸付、短期貸付(3種類)
- ③ 貸付対象事業 地方公共団体の実施する事業に係る一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債
- ④ 貸付条件 貸付対象事業ごとに償還期限、据置期間、金利方式及び償還方法を定めています。
- ⑤ 貸付審査 地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、地方公共団体から提出される借入申込書類やヒアリング内容等により、必要な審査を適切に実施しています。

貸付条件の変遷

平成21年度 (機構移行時)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
償還期限の上限を延長 【上限】 28年→30年 一般会計債の適用利率見直し 特別利率 (基準利率 -0.30%)を 臨時特別利率 (基準利率 -0.35%)へ	公営企業5事業 (水道、交通、病院、 下水道、電気)の適用利率 見直し 臨時特別利率 に一本化 臨時財政対策債の貸付条件 見直し <県・政令市分> 据置期間を5年 →3年 <市町村分> 固定金利方式 をなくし、利率見 直し方式のみと した	東日本大震災 対策に係る公 営住宅事業債 の償還期限を 延長 【上限】 25年→30年	適用利率の見 直し 【従来】 基準利率 特別利率 (基準利率 -0.30%) 臨時特別利率 (基準利率 -0.35%) 【見直し後】 基準利率 機構特別利率 (基準利率 -0.35%)	見直し後の利 率の変更 【従来】 5年以内の利率 を適用 【見直し後】 1年刻みの利率 を設定し適用		償還期限の上限 を延長 【上限】 30年→40年 利率見直し貸 付における見直 し期間の多様化 【多様化後】 借入後5年ごと、 10年ごと、15年 ごと、20年後、 30年後のいずれ かの見直し期 間から選択 元利均等償還 方式に加えて元 金均等償還方 式の導入	貸付利率の下 限を引下げ 【下限】 0.1%→0.01% 熊本地震に係 る公営住宅事 業債の償還期 限を延長 【上限】 25年→30年	

#### (2) 貸付対象事業の拡大

平成20年に地方共同法人として設立された地方公営企業等金融機構では、公営企業債及び一般会計債の一部(公営住宅事業、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業)を貸付対象としました。

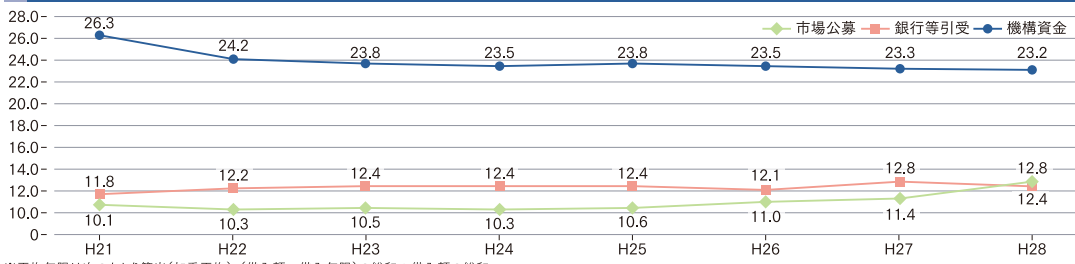
平成20年のリーマンショックを契機として、翌平成21年には、地方公共団体金融機構へ改組され、貸付対象を広く一般会計債に拡充するとともに、臨時財政対策債を追加しました。

また、平成23年に発生した東日本大震災への対応として、震災関連事業を貸付対象としたほか、資金ニーズが高い一般事業(出資金・貸付金、負担金)等を追加するなど、地方公共団体のニーズを勘案しながら貸付対象事業を追加してきました。さらに、平成30年度からは、過疎対策事業(簡易水道施設及び下水道処理施設)を貸付対象に追加しました。

### 対象事業の拡大

区分	地方公営企業等金融機構		地方公共団体金融機構												
	H20		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
一般会計債	公営住宅事業														
	臨時三事業		一般事業(旧臨時河川、旧臨時高等学校整備)												
			23年度から一般事業(出資金・貸付金・負担金)を追加												
			24年度から一般事業(地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業)を追加												
			地域活性化事業												
			防災対策事業												
			合併特例事業												
			地方道路等整備事業(23年度に一部を「公共事業等」に組替え)												
			社会福祉施設整備事業(23年度に一部を「公共事業等」に組替え)												
			公共事業等(道路事業、社会福祉施設整備事業)												
			緊急防災・減災事業												
			学校教育施設等整備事業												
			全国防災事業												
			一般廃棄物処理事業												
			公共施設最適化事業 公共施設等適正管理推進事業												
		過疎対策事業													
		臨時財政対策債													
公営企業債	水道、交通、病院、下水道、工業用水道、電気、ガス、港湾設備、介護サービス、市場、と畜場、観光施設、駐車場、産業廃棄物処理														

### 平均借入期間の推移



※平均年限は次のとおり算出(加重平均): (借入額×借入年限)の総和÷借入額の総和  
 ※機構資金は、東日本大震災関連(旧緊急・防災減災事業、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債)及び臨時財政対策債を除く。  
 出典: 銀行等引受借入状況調査(総務省調査)、一般財団法人地方債協会及び地方公共団体金融機構のデータをもとに作成

### 機構資金の償還期限

一般会計債			公営企業債		
対象事業	償還期限		対象事業	償還期限	
公共事業等	20	道路事業	水道事業	40(※1)	上水道
	15	学校教育施設等整備事業(太陽光発電整備)		40(※1)	簡易水道
	20	社会福祉施設整備事業	交通事業	5	バス
公営住宅事業	25			13	電車
教育・福祉施設等整備事業	25	学校教育施設等整備事業		30(※4)	車庫・営業所
	20	義務教育諸学校及び高等学校等施設		15	連絡船
	20	幼稚園その他の学校施設等		40(※1)	高速鉄道
	20	社会福祉施設整備事業	病院事業	30	病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎
	15	一般廃棄物処理事業		10	その他
一般単独事業	15	地域総合整備資金貸付事業	下水道事業	40(※1)	
	30	被災施設復旧関連事業		40(※1)	工業用水道事業
	20	河川等分	電気事業	30	水力発電
	20	臨時高等学校改築等分		15	廃棄物発電・ごみ固形燃料発電
	30	出資金・貸付金・負担金		17	風力発電
	30	地域活性化事業		17	太陽光発電
	30	防災対策事業	ガス事業	25	
	20	地方道路等整備事業	港湾整備事業	40(※1)	埋立
	30	合併特例事業		31(※1)	上屋・倉庫・貯木場
	30	緊急防災・減災事業		17	荷役機械・引船
30	公共施設等適正管理推進事業	介護サービス事業	30		
過疎対策事業	40(※1、※2)	市場事業	40(※1)		
臨時財政対策	30(※3)	と畜場事業	30		
		観光施設	18	水族館・動物園舎等の建築物	
		事業	10	上記以外の施設	
		駐車場事業	20		
		産業廃棄物処理事業	10		

※1 固定金利方式の場合最長30年  
 ※2 普通会計にあてるとき最長30年  
 ※3 都道府県、政令市以外は最長20年  
 ※4 固定金利方式の場合最長20年

# 第3章

## 機構の業務

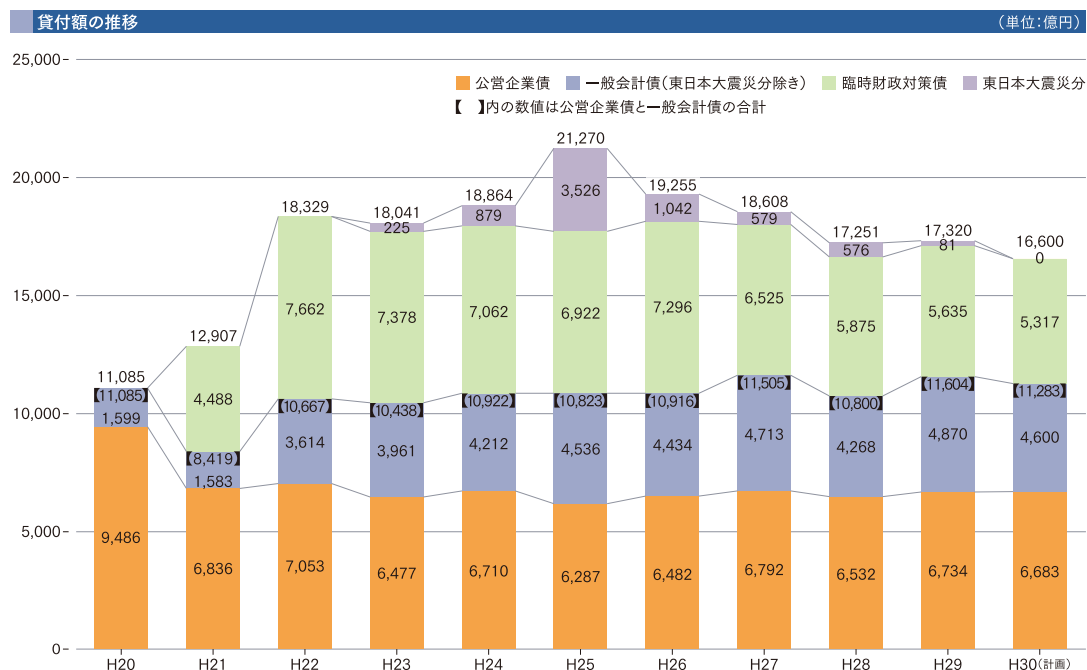
### (3)貸付実績・貸付残高の推移

#### ①貸付の概況

平成20年以降、リーマンショック、欧州債務危機などの世界的な経済不安や、平成23年の東日本大震災、平成26年の消費税率引上げなど、国内経済はいくつかの転換期を経験しました。また、平成28年1月には日銀がマイナス金利を導入するなど、大規模な金融緩和策をとっており、数年にわたって低金利環境が続いています。

このような経済情勢を背景に、貸付額は、平成21年度から巨額の財源不足に対応するため臨時財政対策債を貸付対象としたこと、平成23年度から東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズに対応したこと等から増加してきました。

平成26年度以降は、緊急防災・減災事業、臨時財政対策債等の減少により、貸付総額は減少していますが、臨時財政対策債及び東日本大震災分を除いた貸付額は、平成22年度以降、1.1兆円程度の規模で推移しており、その内訳は、公営企業債が6,500億円程度、一般会計債が4,500億円程度となっています。



#### ②年度別・事業別貸付実績(臨時財政対策債及び東日本大震災分を除く)

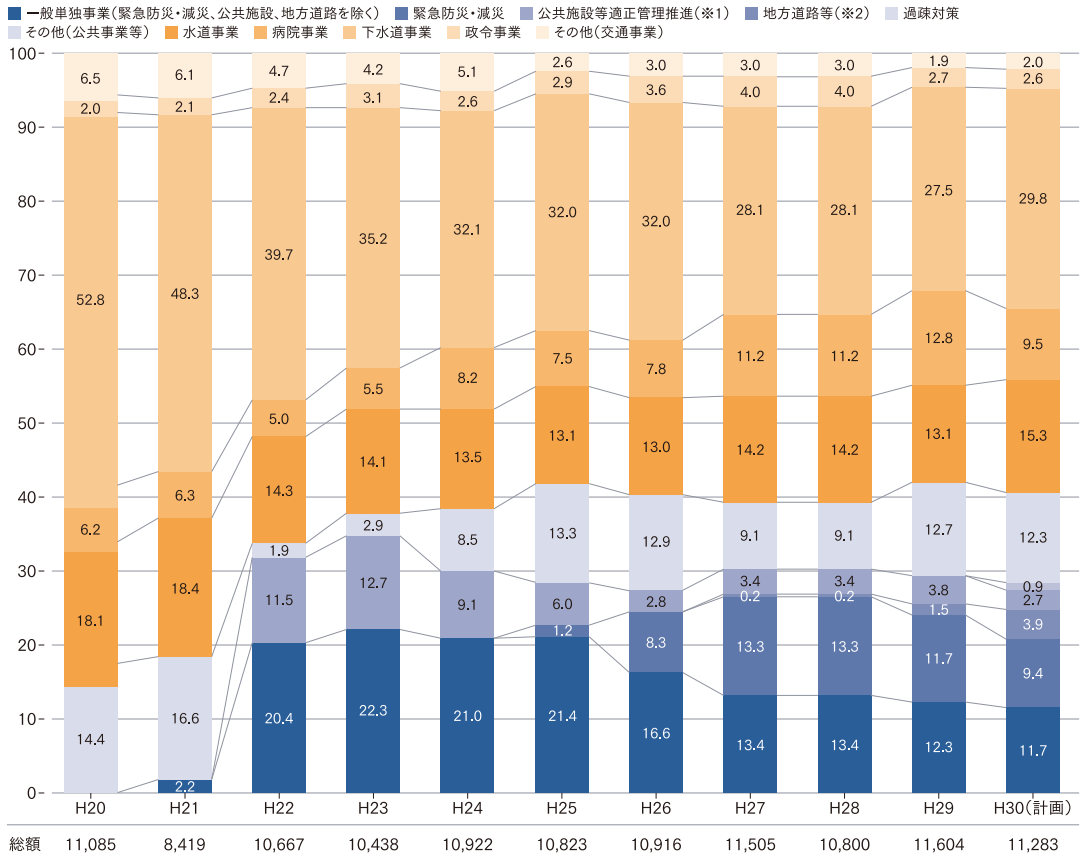
平成21年度から広く一般会計債が対象となり、平成22年度以降、臨時財政対策債を除く貸付全体の約4割を占めています。

一般会計債の中では、喫緊の課題である緊急防災・減災対策事業や、公共施設等の老朽化対策等を推進するための公共施設等適正管理推進事業等が大きな割合を占めてきています。

公営企業債については平成20年度以降、下水道事業が最も割合が大きく、次いで水道事業、病院事業の順となっています。



事業別割合の推移(臨時財政対策債及び東日本大震災分を除く) (単位:%、億円)

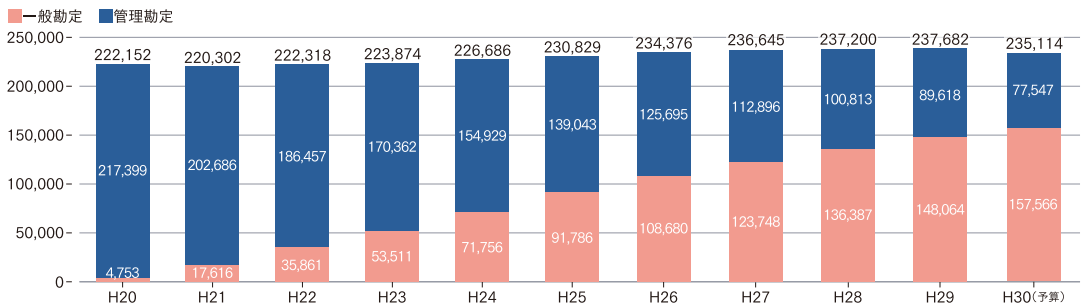


(※1) 平成28年以前は公共施設最適化債  
 (※2) 平成21年、平成22年の地方道路等整備事業には一部交付金事業が含まれるが、同事業は平成23年に創設された公共事業等(上記その他の内数)に移行

### ③貸付残高(一般勘定と管理勘定)

業務開始以降の新たな貸付とそれに伴う債券発行等については一般勘定を設ける一方、公営企業金融公庫から承継した債権の管理、回収等の業務(公庫債権管理業務)については管理勘定を設けることとされており、両者を区分して経理を行っています。一般勘定は、業務開始以降、貸付残高が増加し、平成27年度には管理勘定の貸付残高を超え、平成30年度には15兆円を超える見込みとなっています。

貸付残高の推移(勘定別) (単位:億円)



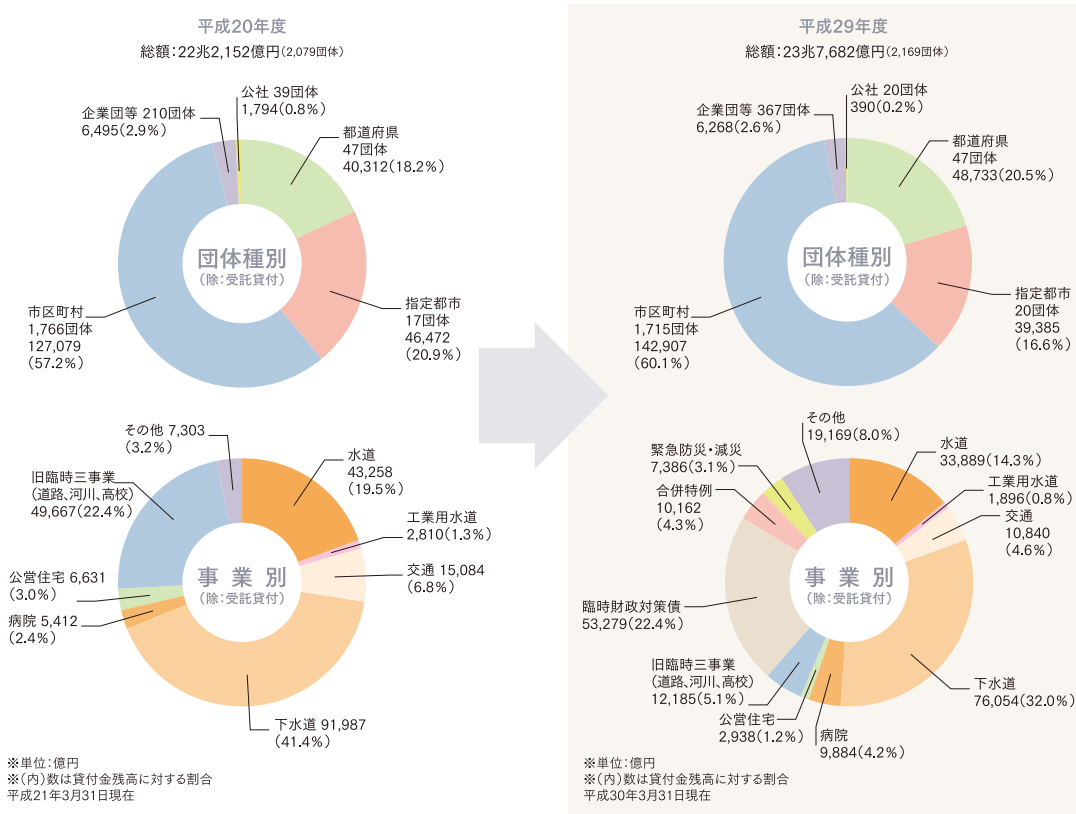
# 第3章

## 機構の業務

### ④団体種別・事業別貸付残高

平成29年度末で貸付金残高を有する都道府県・市区町村数は1,788団体中1,782団体(全都道府県・市区町村の99.7%)となっています。また、団体種別では貸付金残高全体に占める市区町村(政令指定都市を除く)の割合は約60%となっています。機構は、資本市場からの資金調達能力が比較的弱い、小規模な団体に対する資金調達を支えています。

事業別では、公営企業金融公庫時代から貸付を行ってきた公営企業が大きな割合を占めるとともに、近年、一般会計債や臨時財政対策債の割合が増加してきています。



### (4)貸付利率の推移

#### ①貸付利率

機構では、現在、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、資金調達コストと貸付の利息収入とが均衡するように算出した利率で、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業及び同意・許可前貸付に適用されます。

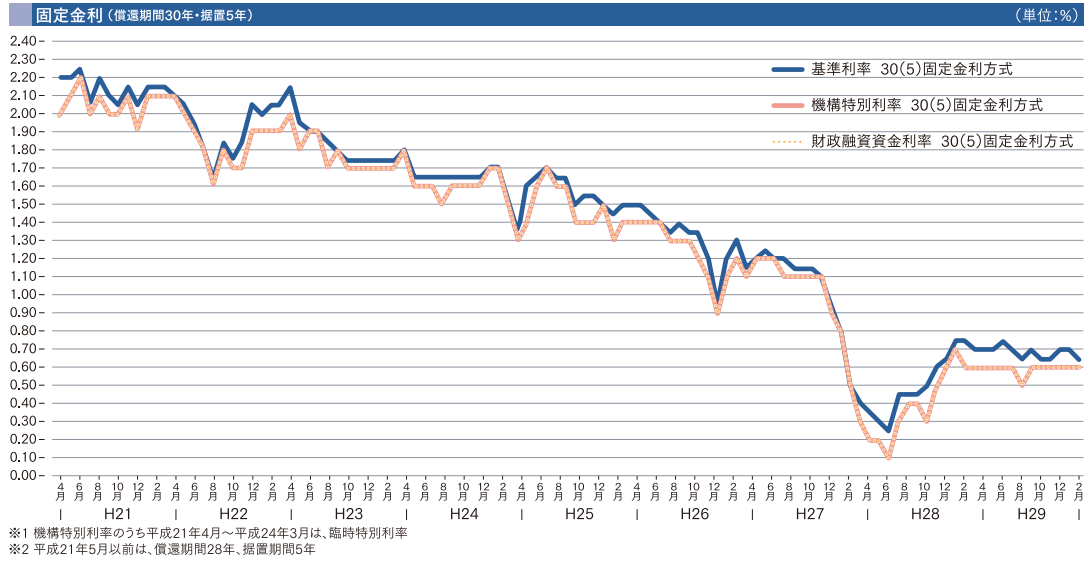
機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構の自己財源を活用して、基準利率を最大0.35%引き下げたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されます。

適用にあたって、機構の貸付利率は、財政融資資金の同一償還条件の利率を下限としています。

## ②貸付利率の推移

平成24年度同意(許可)債から、従来の特別利率(基準利率-0.30%)及び臨時特別利率(基準利率-0.35%)を、機構特別利率(基準利率-0.35%)に一本化しました。

平成28年12月には、財政融資資金利率の下限に合わせ、機構の貸付利率の下限を0.10%から0.01%に引き下げました。

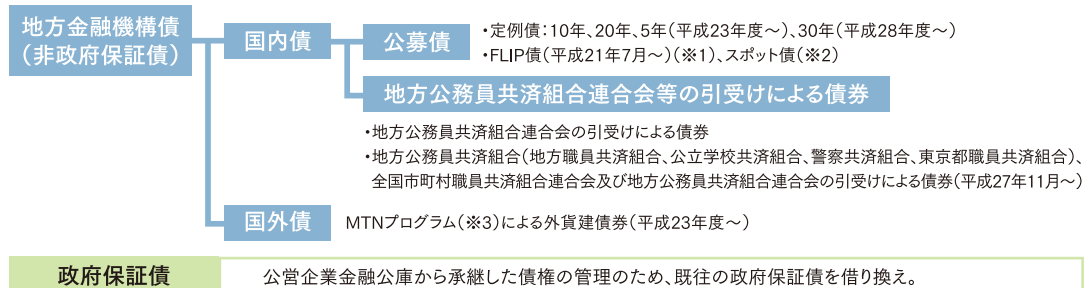


## 2 | 資金調達

### (1)資金調達の種類・特徴

#### ①資金調達の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行、長期借入も併せて行っています。



※1 FLIP債: 年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の債券  
 ※2 スポット債: 市場のニーズに応じ、定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券  
 ※3 MTNプログラム: あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大体に関する法的書類について合意・作成しておく仕組み。個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定により、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる。

# 第3章

## 機構の業務

### ②資金調達の実・多様化

昭和32年度の公営企業金融公庫設立時は発行総額70億円程度だったのに対して、現在は、2兆円規模の資金調達を行っています。2兆円規模の資金を調達するにあたって、発行する債券についても様々な取り組みをしています。

公庫設立時は、政府保証債と縁故債のみの発行でしたが、昭和58年度に政府保証外債を導入し、平成13年度には初めて財投機関債を発行しました。

平成20年度の地方公営企業等金融機構発足後は、平成21年4月から10年債の毎月発行を開始しました。同年6月の地方公共団体金融機構への改組後には、7月に年限や発行額など投資家ニーズに柔軟に対応した起債であるFLIP債を導入し、平成27年度には初めて40年債をFLIP債で発行しました。現在は、4種類の定例債(5年、10年、20年、30年)を発行しているほか、前述のFLIP債、政府保証債、縁故債、状況に応じて発行するスポット債により資金調達を行っています。

また、投資家層の拡大、調達手段の多様化を目的に、平成23年度からは非政府保証外債を発行しています。機動的に非政府保証外債を発行するため、平成23年度にEMTNプログラムを設定しました。当初は、ベンチマークサイズでの外債発行を目指していたものの、需要が軟調であったため、投資家ニーズに基づくプライベート・プレイズメント(私募債)を多数発行しました。その後、積極的なIR、EMTNプログラムからGMTNプログラム(※1)へ変更したことによる米国適格機関投資家の取り込みが功を奏し、認知度の向上とともに投資家層も拡大してきました。その結果、現在では継続的なベンチマーク債(※2)の発行(平成30年3月末時点で12本)をしています。また、平成24年度からは個人向け売出外債を毎年度発行しているほか、プライベート・プレイズメントも随時活用しています。

なお、債券発行以外にも資金調達手段の多様化を図るため、平成25年度にはシンジケートローンによる長期借入を開始するなど、様々な手法により資金調達に努めています。

### ③地方金融機構債の発行条件の推移

公庫時代は、財投機関債の代表銘柄としての地位を確立し、投資家からは電力債等の高格付事業債と同等の評価を得ていましたが、平成20年度の地方公営企業等金融機構になって初めての非政府保証による公募債(10年債)では、リーマンショックの影響により、参照国債に29bpのスプレッドを上乗せした発行条件となり

年度	国内債等	国外債
平成20年度	【11月】初の機構債(非政府保証10年債)発行 【1月】初の機構20年債の発行 【2月】初の機構5年債の発行	
平成21年度	【4月】定例債として機構10年債の毎月発行開始 【6月】定例債として機構20年債の発行開始 【7月】FLIP債の発行開始	
平成22年度	【5月】定例債として機構5年債の発行開始	
平成23年度	【3月】長期借入金による資金調達(7年・300億円)	【1月、3月】初の非政府保証外債の発行 (米ドル・豪ドル・NZドル計8.71億米ドル)
平成24年度	【8月】スポット債の発行(7年・200億円) 【1月】スポット債の発行(15年・150億円)	【9月】初のベンチマーク債(※2)の発行(5年・10億米ドル) 【3月】初の国内個人向け売出外債の発行(5年・1億豪ドル)
平成25年度	【5月】長期借入(初のシンジケートローンによる資金調達)(10年・185億円) 【8月】スポット債の発行(3年・200億円) 【2月】スポット債の発行(2年・500億円)	【9月】ベンチマーク債の発行(5年・15億米ドル) ※米国適格機関投資家も販売対象に追加
平成26年度	【6月】スポット債の発行(30年・150億円)	【9月】ベンチマーク債の発行(7年・10億ユーロ) ※初のユーロ建てベンチマーク債
平成27年度	【7月】初の40年債をFLIP債により発行(100億円) 【11月】地共連引受債の発行(10年・20年)	【4月】ベンチマーク債の発行(7年・10億米ドル) ※米ドル建てのベンチマーク債では初の7年債
平成28年度	【4月】定例債として機構30年債の発行開始 【4月】地共連引受債の発行(20年)	
平成29年度	【9月】機構10年債が第100回を迎える	【9月】ベンチマーク債の発行(3年・10億米ドル) ※ベンチマーク債では初の3年債

※1 EMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTNプログラムであり、欧州・アジアの投資家に対して債券発行が可能。GMTNプログラムは、グローバル市場におけるMTNプログラムであり、欧州・アジアの投資家に加え、米国適格機関投資家に対しても債券発行が可能。

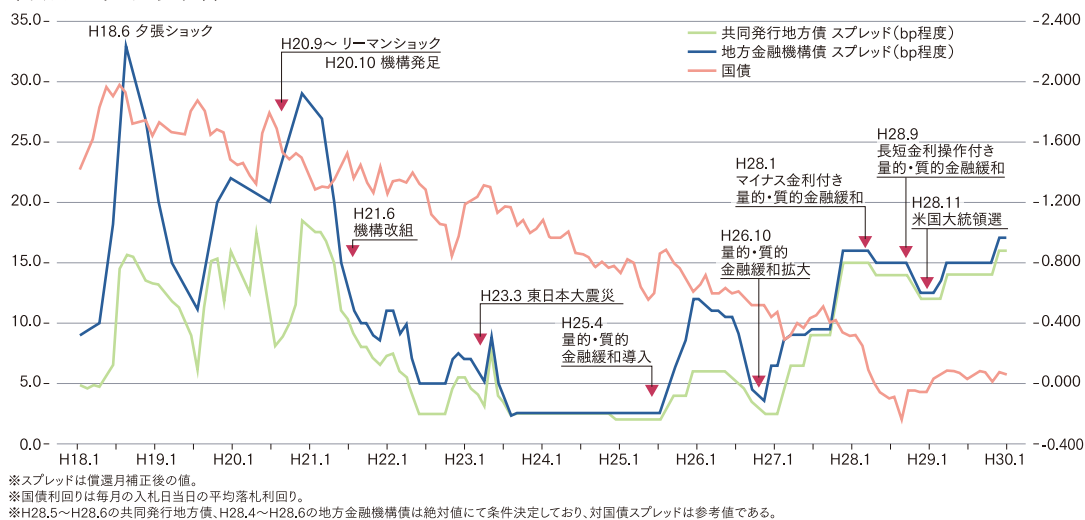
※2 ベンチマーク債は、目安として発行額が5～10億米ドル以上の公募債。



ました。地方債と対比しても10bp以上スプレッドが乖離している状況でしたが、供給量の調整、中央並びに地方の主要な投資家に対するIRや投資家説明会などを積極的に実施し、市場での信認を得るべく努めました。

その結果、東日本大震災後の電力債の発行中断という状況も相まって、国内債市場の中核銘柄としての位置付けを獲得し、平成23年4月から平成24年10月までは10年地方債と同一条件による発行となりました。

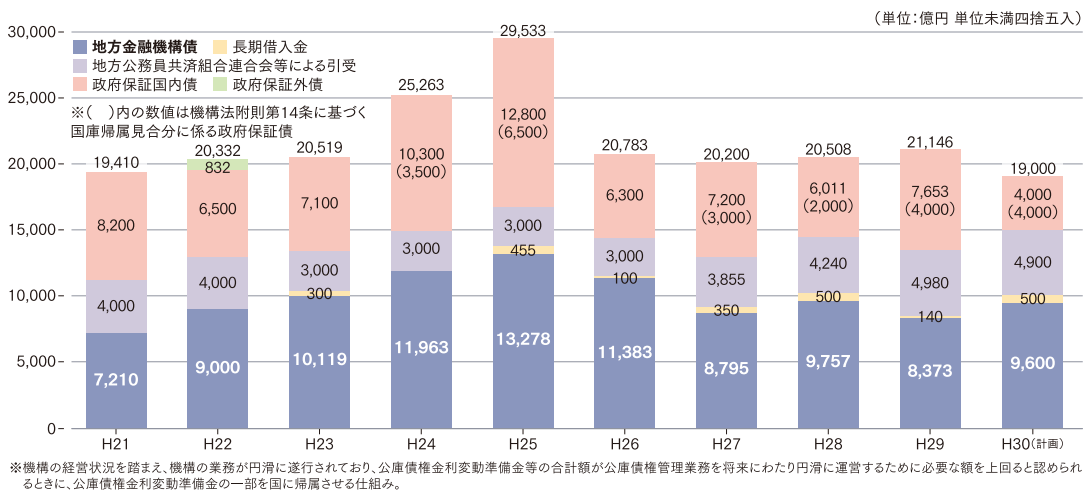
平成25年4月の日本銀行による量的・質的金融緩和政策の導入以降、ベースとなる国債金利が極めて低い水準で推移していることから対国債スプレッドは高止まりの状況ですが、対地方債スプレッドは、10年の定例債では平成27年5月以降+1bp近辺で安定的に推移しています。(5年、20年、30年の定例債は地方債同等水準(平成30年4月現在))



## (2)資金調達実績の推移

### ①資金調達実績の推移

地方公共団体金融機構の業務開始以降、東日本大震災により貸付額の増加した平成24年度と平成25年度を除き、毎年2兆円程度の資金調達規模で、国内最大級の債券の発行体となっております。



# 第3章

## 機構の業務

### ②IR活動について

機構においては、中長期的に安定した資金調達を確立していくため、機構の役割・信用力の浸透を図るとともに、市場との対話という観点からも積極的にIR活動に取り組んでいます。

中央投資家は、金利やスプレッドへの感応度が高く、機構のクレジットへの関心も高い傾向があるため、次年度の資金調達計画案公表後の時期に集中してIRを実施しています。

地方投資家(信用金庫・地方銀行等)は、投資スタンスが多様ですが、一般的には上部団体の系統預金利率や金融機関への規制の影響を強く受けやすい投資家層であるため、それらの周辺状況も注視しつつ、計画的にIRを実施しています。

地方公共団体は、計画的な債券投資を好む傾向があることから、あらかじめ機構債の周知を図るため、個別にIRを行っているほか、証券会社主催の地方公共団体向けセミナーに参加するなど、多方面からのアプローチを実施しています。

海外投資家に対しては、新規投資家の拡大及び既存投資家のフォローアップを目的とした海外IRを、米国、欧州、アジアにて継続的に実施しています。また、複数の海外投資家が集まる証券会社等主催のセミナーに付随する形で個別IRを行うなど、効率的にIRを実施しています。

近年、国内でのIR件数は年間200件程度の規模で取り組んでいるほか、決算発表後には、東京において投資家説明会を開催し、毎年100名以上の参加をいただいています。

## 3 | 地方支援

### (1)地方支援業務の概要

#### ①業務開始・実施体制の充実

地方支援業務は、機構法を根拠とし、機構の設立とともに開始された新しい業務です。地方公共団体の資金調達をはじめとする財政運営全般に関する調査研究、人材育成、助言その他の支援を内容としています。

業務開始にあたり、平成22年度までを事業展開の基盤づくりの時期と位置付け、企画及び実施体制強化のため、経営企画部の「調査室」を改組し、地方支援業務を専任する「地方支援課」を設置しました。

また、金融機関での勤務経験を有する専門職員を『自治体ファイナンス・アドバイザー』として配置し、人材育成・実務支援を中心に事業を展開しました。

さらに、調査研究分野強化のため、平成25年度からは「地方支援部」を設置し、調査企画課とファイナンス支援課の2課体制とするとともに、自治体ファイナンス・アドバイザーを増員して支援体制の充実を図ることとし、地方公共団体の期待に幅広く応えられる体制を整えました。

#### ②目的・内容

幅広い調査研究の成果や機構の市場参加者としての専門知識・経験等を活かしながら、地方公共団体の財政の健全性確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて実施しています。

## 地方支援業務の概要

### 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

#### 1 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施します。また、地方公営企業に関する調査研究を総務省と共同で実施します。

#### 2 先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積します。

#### 3 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施します。

#### 4 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。

### 人材育成・実務支援

地方公共団体に対して、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供します。

#### 1 JFM地方自治体財政セミナー等の開催

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関するテーマを題材とした実務担当者向けのセミナー等を実施します。

#### 2 各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施します。また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施します。

#### 3 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施します。

#### 4 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供します。

#### 5 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行います。

#### 6 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援します。

#### 7 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用の支援

新たな地方公会計の整備を踏まえ、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用を行う地方公共団体を支援します。

### 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化します。

#### 1 地方公共団体が財政運営の健全性を確保する上で参考となる先進事例を検索できるシステムの構築

#### 2 経済・金融データ、金融知識等の提供

# 第3章

## 機構の業務

### (2) 地方支援業務に関するこれまでの取組み

#### 1. 人材育成

- JFM地方自治体財政セミナー (H28～29:625人 7会場)
- 資金運用入門研修 (H26～29:799人 11会場)
- 資金調達入門研修 (H25～29:2,159人 36会場)
- 宿泊型研修 (JIAM・JAMP)(H22～29:689人)
- 資金調達実務研修 (H27:18人 1会場)
- 出前講座 (H22～29:493箇所 延べ6,575団体、延べ17,970人)

#### 2. 実務支援

- 自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援 (H22～29:537件)
- 住民参加型市場公募地方債発行支援 (H22～29:133団体)
- 専門家派遣
  - ・地方公営企業会計制度見直し支援 (H24～26:139回)
  - ・地方公営企業会計の適用拡大及び経営戦略の策定支援 (H27～29:166回)
  - ・地方公会計の統一的な基準導入を支援 (H27～29:122回)
- 地方公会計標準システム導入支援事業 (H27～30)



JFM地方自治体財政セミナーの様子

#### 3. 調査研究

- 地方財政に関する調査研究
  - ・地方公会計の活用に関する調査研究 (総務省との共同研究)(H28)
  - ・地方公営企業の経営戦略策定支援等に関する調査研究 (総務省との共同研究)(H29～30)
  - ・地方公共団体における中長期の視点に立った財政運営に関する調査研究 (H29～30)
- 地域金融に関する調査研究
  - ・銀行等引受債及び指定金融機関に係るアンケート調査 (H25)
  - ・地方公共団体の資金調達等に関するアンケート調査 (H29)
  - ・銀行からの借入等に関する調査 (H21～)
- 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究
  - ・諸外国の地方共同調達機関に関する調査 (H16、29)
  - ・有識者による各国の地方債制度に関する調査研究 (H23)
  - ・北欧及びオランダの類似機関のアドバイザー業務に関する調査 (H23、24)
  - ・北欧における地方の資金調達の在り方、北米の地方公共団体の財政状況と資金調達に関する調査 (東京大学寄付講座)(H23～25)
  - ・諸外国における地方公共団体向け金融機関等に関する調査 (H28)
- 資金調達等に係る調査研究
  - ・公金運用等に関するアンケート調査 (H24)
  - ・自治体における金融派生商品の活用に向けたWG (H25)
  - ・資金管理等に関するアンケート調査 (H26)
  - ・地方公共団体における資金調達・資金運用に係る資金管理マネジメントのあり方に関するWG (H26)
  - ・地方公共団体における総合的な資金管理の取組みに関するWG (H27)
- 東京大学寄付講座 (H22～27)
- フォーラム (東京大学との共催)(H22～27:26回)
- シンポジウム (東京大学との共催)(H22、25、27:3回)

#### 4. 情報発信

- 地方公共団体ファイナンス表彰 (H26～28:10団体)
- 学習用テキスト、Eラーニングの提供
- 金融経済指標データ、研修テキストの提供



Eラーニング



### (3) 地方支援業務の充実(H30)

平成30年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用していきます。具体的には、地方財政に関する新たな調査研究や、地方公共団体の財政運営上参考となる先進事例の収集・提供を実施します。

また、地方公会計制度に係る統一的な基準導入後の活用に係る支援や、自治体財政に関するテーマを題材としたJFM地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか、市町村長を対象とした10周年記念シンポジウムを開催します。

地方支援業務の実施にあたっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。

## 4 | 経営状況

### (1) 決算の概況

機構の決算は、機構法第36条第1項の規定に基づき、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等を作成し、当該事業年度終了後3ヶ月以内(6月30日まで)に総務大臣へ提出することとされています。提出にあたっては当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付し(第2項)、財務諸表については総務大臣への提出後、遅滞なく官報に公告するとともに、他の関連資料と共に事務所へ据え置き、公衆の縦覧に供することとされています(第3項)。

機構構足から平成29年度(見込み)までの損益及び資産・負債・純資産の動きは次のとおりです。



# 第3章

## 機構の業務

### ①損益

経常収益は、国内の長期金利が低下傾向で推移した影響及び管理勘定において比較的高金利の貸付金の回収が進んだこと等から経常収益の大宗を占める貸付金利息が減少したこと等により、毎期減少しています。

経常費用についても、経常収益と同様、国内の長期金利低下の影響から経常費用の大宗を占める債券利息が減少したこと等により、毎期減少しています。

経常収益と経常費用の差である経常利益についても、各年度において経常収益の対前年度減少額が経常費用の対前年度減少額を上回ったことにより、毎期減少しています。

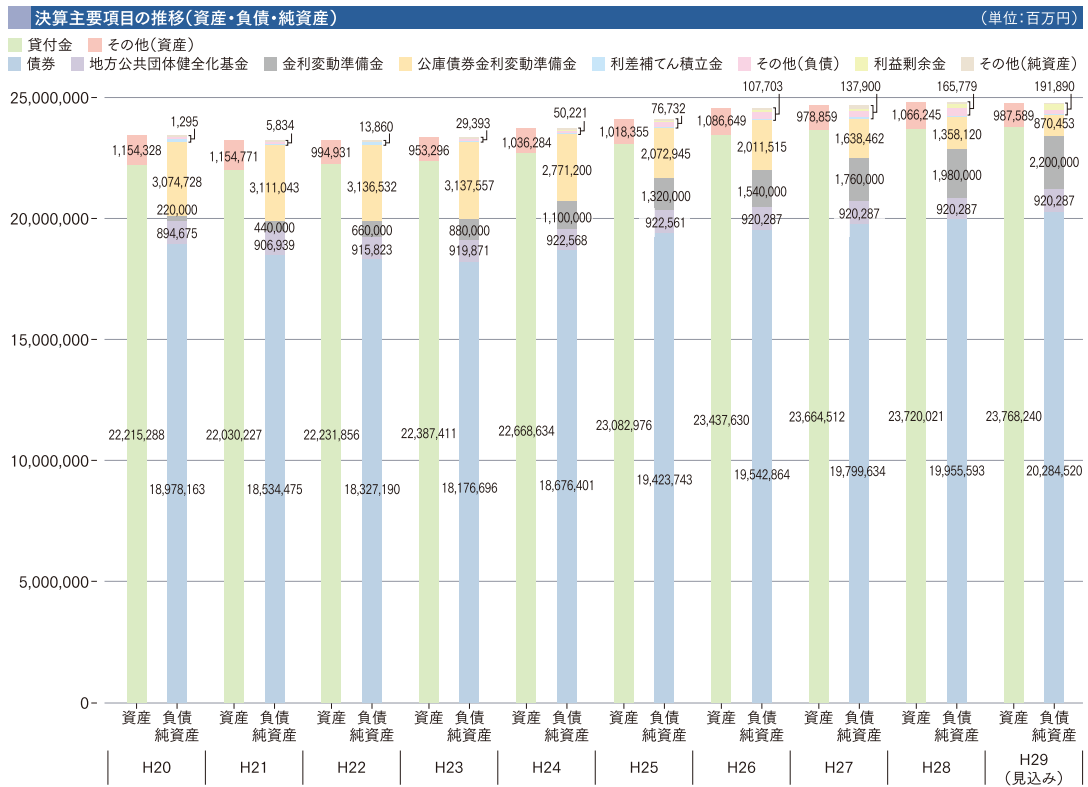
機構においては機構法の規定に基づき、債券の借換えによって生じた利益は金利変動準備金等に積み立てることとされており、これらの積み立て等を特別利益・特別損失へ計上した結果が当期純利益となっております。当期純利益については、一般勘定の貸付金の増加に伴い増加傾向をたどった後、平成23年度以降200億円以上の水準で安定的に推移しています。

### ②資産・負債・純資産

資産総額は、資産の大宗を占める地方公共団体への貸付額が回収額を上回ったことで貸付金が増加したこと等により、増加傾向が続いています。

負債総額についても、負債の大宗を占める債券の発行額が償還額を上回ったこと等で債券が増加したこと等により、増加傾向が続いています。

純資産総額は、各年度において生じた当期純利益を利益剰余金として計上したこと等により、毎



期増加しています。

直近の平成29年度末(見込み)の資産総額は、平成28年度末と比較して304億円減少し24兆7,558億円となる見込みです。これは、定期預金及び外貨預金の減少等により現金預け金が1,134億円減少したこと等によるものです。

負債総額は、平成28年度末と比較して567億円減少し24兆4,884億円となる見込みです。これは、国庫納付等により公庫債権金利変動準備金が4,876億円減少したこと等によるものです。

純資産総額は、平成28年度末と比較して263億円増加し2,674億円となる見込みです。これは、平成29年度の一般勘定の当期純利益261億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、各年度における決算主要項目の推移及び平成29年度末(平成30年3月31日現在)の貸借対照表(見込み)は、次のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,768,240	債券	20,284,520
有価証券・現金預け金等	987,589	地方公共団体健全化基金	920,287
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	870,453
		利差補てん積立金	34,550
		その他上記以外	178,590
		負債の部合計	24,488,401
		(純資産の部)	
		利益剰余金	191,890
		その他上記以外	75,537
		純資産の部合計	267,427
資産の部合計	24,755,829	負債及び純資産の部合計	24,755,829

## (2)国庫納付の推移

機構法附則第14条に基づき、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されており、公庫債権金利変動準備金等の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額が地方交付税等の財源に活用されており、平成30年度までに合計約2.6兆円となっています。

年度	納付額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化・生活対策臨時交付金
平成24年度～平成25年度	総額1兆円<平成24年度>3,500億円 <平成25年度>6,500億円	地方交付税
平成27年度～平成29年度	総額6,000億円<平成27年度>3,000億円 <平成28年度>2,000億円 <平成29年度>1,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費) 平成29年度 総額4,000億円
平成29年度～平成31年度	総額8,000億円以内<平成29年度>3,000億円 <平成30年度>4,000億円	地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心)
平成30年度～平成35年度	総額15億円以内<平成30年度>2億円 ※最終的な納付額は、年度末に、コンセッション導入の実績に応じて決定。	平成30年度 総額4,002億円 上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源

# 第3章

## 機構の業務

### (3) 補償金免除繰上償還

深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、国の施策として、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成19年度から平成21年度までの3年間で5.0兆円規模、平成22年度から平成24年度までの3年間で1.1兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を行うこととされました。また、特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成25年度限りの措置として、年利4%以上の旧公営企業金融公庫資金について、補償金免除繰上償還を行うこととされました。

この総務大臣及び財務大臣からの要請に基づき、機構では以下の補償金免除繰上償還を実施しました。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要請額	12,000程度			3,200以内			1,830程度
繰上償還	6,041	6,709	-	1,302	987	642	1,627

(※平成19年度及び20年度については旧公庫において実施)

### (4) リスク管理

機構においては、地方公共団体に対し、最長40年で貸付を行います。一方で貸付原資については期間10年の債券発行を中心に賄っており、貸付と資金調達のための債券及び長期借入金の期間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このような機構の資産・負債構造の特性に鑑み、金利変動リスクに関しては、金利変動準備金による対応を基本に、資産・負債の総合的な分析・管理(ALM: Asset Liability Management)を、ALM委員会を設けて適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR(Value at Risk)分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めるなど、金融庁がBIS規制対象金融機関に求めている水準と同等のリスク管理を行っています。具体的には、デュレーションギャップを概ね2年以下とする中期のALM管理目標を設け、達成しています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
貸付 デュレーション (A)	11.63	10.66	10.10	9.72	9.11	8.98	8.96	8.53	8.30
債券等 デュレーション (B)	10.49	9.54	9.13	8.61	8.04	7.83	7.66	7.34	7.15
デュレーション ギャップ (A-B)	1.14	1.12	0.97	1.11	1.07	1.15	1.30	1.19	1.15

※デュレーション  
キャッシュフローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュフローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレーションの差をデュレーションギャップという。



# 第 4 章

---

セーフティネット  
としての機能

# 第4章

セーフティネット  
としての機能

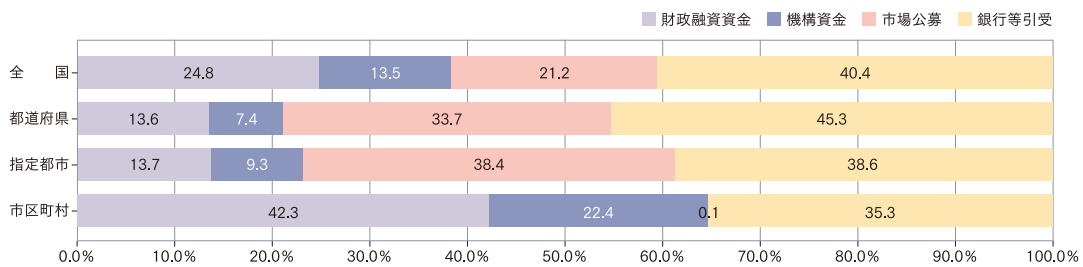
## 1 | 小規模な団体への資金の融通

機構の貸付先の約60%は、政令指定都市以外の一般市区町村が占めています。

また、公的資金と民間等資金の割合は、近年、都道府県及び政令指定都市では概ね2:8である一方で、一般市区町村では概ね7:3となっており、公的資金のうち機構資金の割合は、近年、都道府県で概ね5%~7%、政令指定都市では概ね9%~14%、一般市区町村では概ね20%~27%となっています。機構は、資本市場からの資金調達能力の観点から、小規模な団体に対する資金調達を支えています。

地方公共団体における民間等資金と公的資金の割合(平成28年度)

(単位:%)

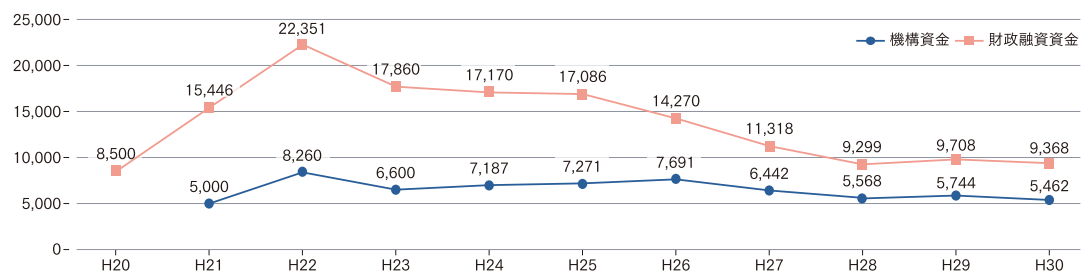


## 2 | 金融市場の混乱等への対応

平成20年のリーマンショックに起因する巨額の財源不足に対応するため臨時財政対策債について貸付を開始し、財政融資資金とともに必要な規模の貸付を実施してきました。

臨時財政対策債の推移

(単位:億円)



\*金額は、各年度の補正後の地方債計画計上額

## 3 | 大規模な災害への対応

東日本大震災については、復旧・復興に関連する事業の円滑な推進のため全額公的資金で対応すると政府の方針の下、機構資金については地方債計画(平成23年度~平成30年度)において合計9,281億円が計上されています。機構では、震災減収対策企業債や公営企業復興事業の貸付を行うとともに、公営住宅事業の償還期限の延長等、被災施設に係る繰上償還及び借換債の貸付等を行ってきました。

熊本地震においても、震災減収対策企業債の貸付や公営住宅事業の償還期限を延長する措置を行っています。

# 第 5 章

今後取り組むべき  
課題及び展望

# 第5章

今後取り組むべき  
課題及び展望

## 1 | 機構の在り方検討

### (1) 機構の業務の在り方検討会の設置

機構法附則第25条において、政府は設立から約10年後の平成29年度末を目途として機構の業務の在り方全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成29年10月、地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われました。

○地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)

附 則

(検討)

第25条 政府は、平成29年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (2) 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要

検討会では、機構法附則第25条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証した結果、平成29年12月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

- ▶ 安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
- ▶ 小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
- ▶ 地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
- ▶ 外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

- ▶ 機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
- ▶ 今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

## 2 | 今後の展望

人口減少、少子高齢化に伴う地方税収の減収や公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られています。

こうした状況を踏まえながら、地方公共団体金融機構は地方共同の資金調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、経営理念に基づいて、地方公共団体の良き相談相手となれるよう、対話を一層強化しながら、さらなる取組みを進めてまいります。

### (1) 地方との対話に基づく地方共同法人にふさわしい経営の推進

地方共同法人として、地方公共団体の主体的なガバナンスの下、政策ニーズに適切に対応していくため、地方公共団体との対話を一層強化することが重要と考えています。そこで、地方六団体はもとより、地方公共団体の首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて、機構の業務についての理解を得つつステークホルダーである地方公共団体から幅広い意見や課題、ニーズを把握し、機構の経営や各種の業務に反映させる取組みを推進します。

### (2) 地方の政策ニーズへの適切な対応と資本市場における信認の強化

地方共同の資金調達機関として、地方公共団体の政策ニーズを踏まえ、資本市場からの資金調達には一定の限界がある長期・低利の資金供給を的確に行うとともに、小規模団体への円滑な資金提供や危機対応時における弾力的な資金供給など、セーフティネットとしての機能を適切に果たします。

そのための資金調達については、国内外の市場環境を的確に捉えながら、資金調達手段の一層の多様化と機動的・弾力的な起債運営を進めるとともに、適切なALM管理や金利変動準備金をはじめとした財務基盤の確保に努め、資本市場からの確固たる信認の強化を図ります。

### (3) 調査研究をはじめとする地方支援業務の充実

各地方公共団体における資金調達の円滑化・効率化のみならず、財政運営全般の健全性の確保に資する観点から、地方公共団体の政策ニーズを踏まえ、総務省など関係機関や外部の専門家等とも連携しながら、先進事例の収集・蓄積をはじめ地方財政に関する調査研究を推進するとともに、セミナーや専門家派遣、情報発信等の各種地方支援事業の充実を図ります。



# 機構のこれまでの歩み

年度	貸付	資金調達	地方支援	地方への貢献・その他	主な出来事
平成20年度	公営企業債等の貸付開始(10月)	初の機構債(非政府保証債)発行(10月)	地方支援業務を新たに機構の業務に位置付け	3,000億円を国庫納付(臨時交付金財源)(3月)	<b>地方公営企業等金融機構設立(8月)</b> リーマンショック(9月)
平成21年度	一般会計債の貸付開始	初のFLIP(年限や発行額等投資家ニーズに柔軟に対応した起債)発行(7月)	地域金融に関する調査研究を開始		<b>地方公共団体金融機構に改組(6月)</b> 政権交代(8月)
平成22年度	補償金免除繰上償還2,931億円(うち借換債1,656億円)	Finance Asia誌Japan Achievement Awards2009 BEST ISSUER受賞(4月)	宿泊型研修開始(JAMP・JIAMと共催) 東大寄付講座開設(10月～平成27年度)		東日本大震災(3月)
平成23年度			本格的に地方支援業務を開始(4月)	広報誌「JFMだより」創刊(1月)	
平成24年度		機構特別利率制度へ一本化	初のベンチマーク非政府保証外債の発行(5年・10億米ドル)(9月) 初の国内個人向け売出外債の発行(5年・1億豪ドル)(3月)		3,500億円を国庫納付(地方交付税財源)(4月)
平成25年度	特定被災地方公共団体の補償金免除繰上償還1,627億円(うち借換債1,047億円)	キャピタル・アイBEST ISSUER OF 2012(外債部門)受賞(4月) 初のグローバル・ドル債の発行(GMTNプログラムの活用・5年・15億米ドル)(9月)	地方支援部を設置。資金調達入門研修開始(4月) 初のJFMセミナー・フォーラムの地方開催(10月)	6,500億円を国庫納付(地方交付税財源)(9月)	量的・質的金融緩和(4月)
平成26年度		トムソン・ロイター DEAL WATCH AWARDS 2013(地方債部門)受賞(4月) 初のユーロ建てのベンチマーク非政府保証外債の発行(7年・10億ユーロ)(9月)	地方公共団体ファイナンス表彰制度の創設(7月～平成28年度) 資金運用入門研修開始(11月)	新システム稼働開始(7月) ・システム間連携、EB導入による事務の合理化 ・制度改正等に伴うシステム改修の対応期間短縮 ・インターネットによる借入申込の開始	消費増税(4月) 量的・質的金融緩和拡大(10月)
平成27年度	下水道事業等について償還期限を最長40年に延長(1月)	初の40年債をFLIPにより発行(7月) 地共済引受債の発行開始(11月)	地方公会計制度改革及び地方公営企業法適用拡大への支援を開始	3,000億円を国庫納付(地方交付税財源)(10月)	マイナス金利導入(1月)
平成28年度		定例債として30年債を発行開始(4月)	JFM地方自治体財政セミナーを開始	2,000億円を国庫納付(地方交付税財源)(10月)	長短金利操作付き量的・質的金融緩和(9月)
平成29年度	借入条件セルフチェックシートの提供(10月)	10年債第100回発行(9月)	地方財政に関する調査研究を開始	4,000億円を国庫納付(地方交付税財源)(10月)	
平成30年度	過疎対策事業(簡易水道施設・下水道処理施設)の貸付開始	長期借入実施のためバンクミーティングを開始(7月)	10周年記念シンポジウムの開催 地方公共団体の財政運営等に係る先進事例の収集及び検索システムの構築	4,000億円を国庫納付(地方交付税財源) 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源として、約2億円(予定)を国庫納付	

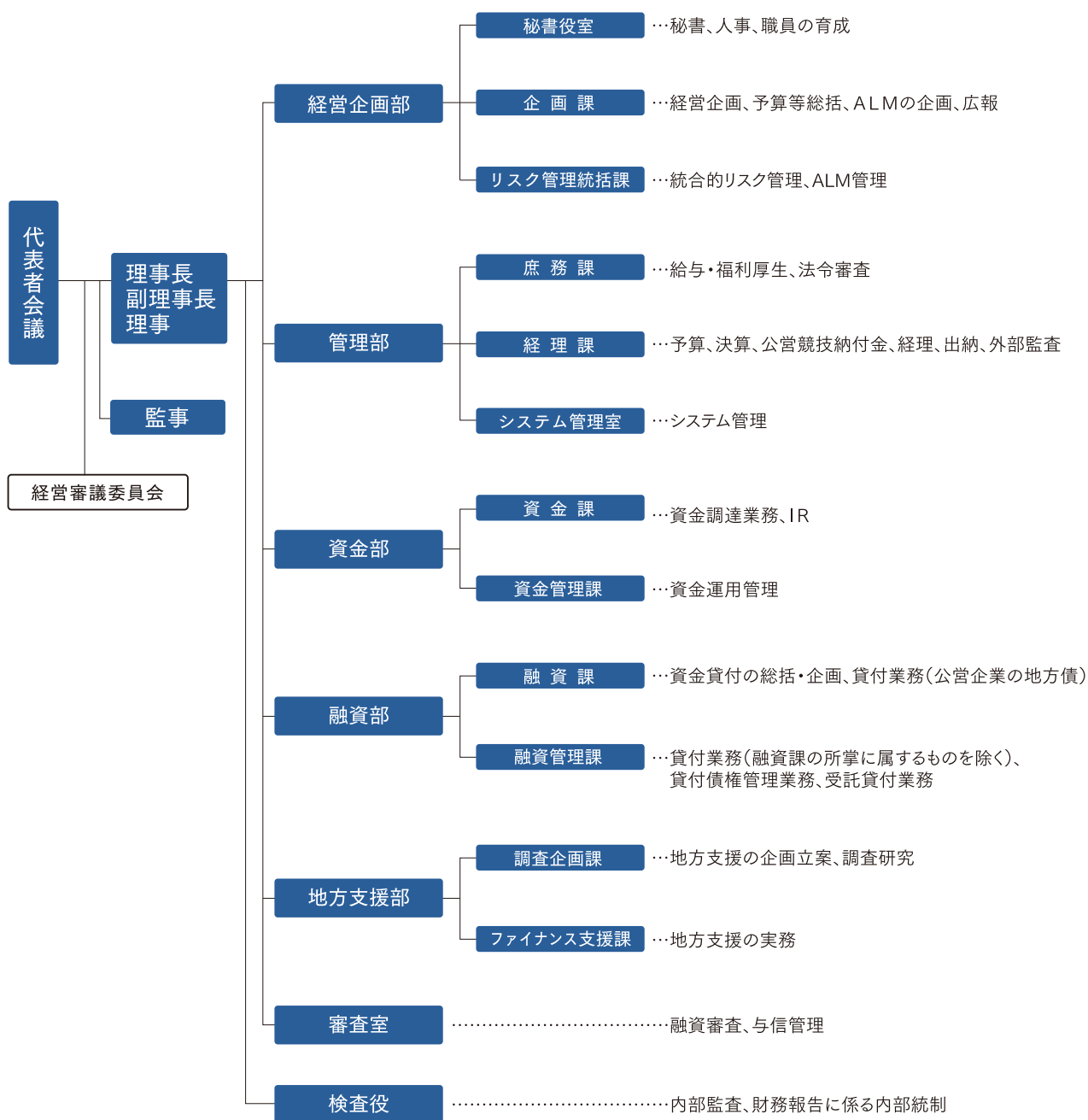
# 機構の役員・組織

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事3名及び監事2名の計7名の役員並びに5部12課室、審査室及び検査役(職員数88名)で構成。

## ■ 機構の役員 (平成30年4月1日 現在)

- 理事長 瀧野 欣彌
- 副理事長 遠藤 寛
- 理事 杉村 栄一 野島 透 吉武 準一(非常勤)
- 監事 加藤 光一 浜川 雅春(非常勤)

## ■ 機構の組織 (平成30年4月1日 現在)





(公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 提供)



地方公共団体金融機構  
Japan Finance Organization for Municipalities